

## 委員会および各部会、WG の状況 (提言とりまとめ以降)

・提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。

### (1) 提言とりまとめ以降の状況

- 1/17 : 第 16 回委員会 提言とりまとめ
- 1/18 : 提言説明会
- 1/24 : 運営会議
- 1/24 : 第 17 回委員会 (拡大委員会) 河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料 (第 1 稿)」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換。テーマ別部会の設立決定。
- 1/29 : 第 21 回琵琶湖部会 「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料 (第 1 稿)」および一般意見聴取・反映に関する意見交換。
- 2/1 : 全部会専任委員が委員会委員として追加される。
- 2/6 : 運営会議
- 2/20 : 運営会議
- 2/24 : 第 18 回委員会 「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料 (第 1 稿)」に関する質疑応答と意見交換。原案審議の進め方についての意見交換など。

( \* は 8 頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい )

### (2) テーマ別部会

第 18 回委員会 (1/24) においてテーマ別部会の設立が了承され、それを受けて第 19 回運営会議 (2/6) にて、4 つのテーマ別部会「環境・利用部会」「治水部会」「利水部会」「住民参加部会」を設置することとなった。メンバー構成については第 19 回委員会 (2/24) にて決定予定。

### (3) 今後の予定

- 2/24 : \* 第 1 回住民参加部会
- 3/8 : \* 第 1 回治水部会
- \* 第 1 回利水部会
- \* 第 1 回環境・利用部会
- 3/27 : 第 19 回委員会

\* 印の会議については、第 18 回委員会 (2/24) での審議を経て決定予定。

## 委員会・各部会 結果概要、結果報告

### 結果報告・結果概要

第16回委員会(2003.1.17開催)結果概要(暫定版) .....	3
第18回運営会議(2003.1.24開催)結果報告 .....	8
第17回委員会(拡大委員会)(2003.1.24開催)結果概要(暫定版) .....	9
第21回琵琶湖部会(2003.1.29開催)結果概要(暫定版) .....	17
第19回運営会議(2003.2.6開催)結果報告 .....	22
第20回運営会議(2003.2.20開催)結果報告 .....	24

### アンケート結果

提言説明会(2003.1.18開催)アンケート集計結果 .....	25
-----------------------------------	----

# 淀川水系流域委員会 第16回委員会 結果概要（暫定版）

03.02.19 庶務作成

開催日時：2003年1月17日（金） 10：00～13：00

場 所：新・都ホテル階 地階 陽明殿

参加者数：委員19名、河川管理者20名、委員傍聴者2名、一般傍聴者280名

## 1 決定事項

- ・資料2-2「淀川水系流域委員会提言（案）（修正案030117版）」を流域委員会の提言として確定し、河川管理者に提示した。
- ・今後、確定した提言内容に対して委員から反対・補充意見を提出頂き、運営会議での検討を経てとりまとめたものを、委員名を明記して公表する。

## 2 審議の概要

- ① 各部会からの状況報告：資料1「委員会および各部会、WGの状況（中間とりまとめ以降）」
- ② 提言（案）に関する意見交換
  - ・資料2-1「提言（案）とりまとめの経緯と今後の進め方（予定）」と資料2-2「淀川水系流域委員会提言（案）（修正案030117版）」について説明が行われた後、修正案030117版について意見交換が行われた。
  - ・意見交換後（主な意見参照）「1 決定事項」に記したとおり、修正案030117版を提言とすることが了承され、河川管理者へ提示した。
    - 主な意見については、「3 主な意見」を参照。
- ③ 原案審議の進め方について
  - ・資料3「原案審議の進め方と体制について」をもとに、運営会議からの提案として、これまで部会専任だった委員も全て委員会委員とする／地域別部会に加えテーマ別部会を設置する／等について説明があった。
    - 主な意見については、「3 主な意見」を参照。
- ④ 一般傍聴者からの意見聴取
  - ・一般傍聴者2名から発言があった。
- ⑤ その他
  - ・河川管理者から、資料5「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）について」の見方について説明と、次回委員会（拡大委員会、1/24）では、この資料について説明を行い、整備計画原案の内容と考え方を説明したい旨の報告があった。
  - ・委員会終了後、記者説明会が開催された。

### 3 主な意見

#### ① 提言(案)に関する意見交換

資料 2-1「提言(案)とりまとめの経緯と今後の進め方(予定)」と資料 2-2「淀川水系流域委員会提言(案)(修正案 030117 版)」について説明が行われた後、修正案 030117 版について意見交換が行われた。

#### ○説明要旨

- ・ 全体的に内容に関する変更点はほとんどない。
- ・ 「4-6 ダムのあり方」については、委員全員にアンケートを行った結果、最終的に「原則として建設しない」という表現を採用した。
- ・ 流域の特性等に多数の補充意見が寄せられ、ほぼ採用させていただいた。
- ・ 最後に外部の校正者に通読を依頼し、文言、表現等若干の修正を加えた。

#### ○意見交換

- ・ 「4-6 ダムのあり方」に、「住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設する」とあるが、社会的合意の判断基準と主体、委員会の関わり方について確認したい。  
→一義的には、判断主体は河川管理者であるが、その過程においては、提言の 4-7~4-9 に記しているように、住民や自治体などとの連携、協働が必要となる。  
→それでも問題がある場合は、4-9 (2)「3) 計画の継承・確認のための機関の設置」に記している通り、検討を行う。
- ・ 過去のある時点で社会的合意が得られている「計画・工事中のダム」についても、「新たに社会的合意を求める」となっているが、新たな社会的合意が過去の合意を覆すことは可能なのか。また、過去の合意が覆された場合に特定の地域や住民にもたらされる不利益や被害に、どう対応するかは記述されていない。  
→提言の内容に沿って、計画中・工事中のダムについても見直しを行っていけばよい。  
(委員長)  
→過去の合意が覆された場合には、河川整備計画を超えた社会的配慮が必要だと考えており、そのような趣旨の少数意見を提出した。「4-6 ダムのあり方」に「過去に地域と合意がなされ、すでにダム計画が大きく進展している場合は、地域の二次的な崩壊を招かないための社会的配慮が必要である」との記述がほしい。社会的配慮については河川整備計画だけでは限界があり、河川だけでなく地域全体で振興策を考えていくべきものである。  
→この問題はダムに限らず、全ての計画に関係する。そのため、4-6 ではなく、全体に関係する形で 4-7~4-9 に記述することが妥当だと判断し、現案となっている。  
→反対意見でも修正意見でも無いが、このようなことはダムの場合に端的に現れるため、4-6 に一定の記述があった方が良いと思う。以下のような記述を加えてはどうか。「しかし、既に社会的合意が得られているにもかかわらず、結果的にその合意の一部、あるいはすべてが覆され、当該地域とその住民が多大な精神的苦痛や損失、被害を被ることが起こり得る。その場合は、事業主体を含む流域の関係機関や住民は、当該地域が代替的手段によって持続的発展をとげられるように支援することを含め、応分の補償、あるいは必要な対応を行う責務を負うものとする」。

→不利益や被害への対応として補償など具体的な記述をしようとする、さらなる議論が必要となる。今回の提言は、河川管理者が整備計画原案を作成する上で必要な理念、原理・原則を明確にすることが最大の目標である。そのことを考えると多少言い足りない部分があったとしても、ぜひ手続きとして今日提言を確定した方がよいと思う。反対意見だけでなく補充的な意見も委員から提出頂き、提言に追加してはどうか。

→社会的合意についてだが、過去の合意は、果たして本当に合意があったといえるのか。これまでの法律の枠で決めていくのであれば本当の合意は生まれてこない。

→本当の合意があったかどうかはともかく、現実には事業が進められている以上、社会的な約束事が当時に交わされているはずである。提言の中で「新たな合意が必要」と書いた以上は、合意ができたかどうかを誰かが判断しなければならない。

→流域委員会は、提言した以上できるだけその趣旨を説明していく義務を負うが、合意したかどうかを判断する決定権は持っていない。

→流域委員会の提言は、他の地域の河川整備にも影響を与えるだろうし、そうならなくてはならない。過去に行われた合意は、これまでなかなか見直しの機会もなかった。やはり現状および将来を考慮した住民的合意が必要であると考え。住民が十分な情報を与えられた上で将来に向かって判断できるプロセスが作られるとよいと思う。ここでモデルを示しておきたい。

- ・ 「原則としてダムを建設しない」という言葉ばかりがマスコミ報道で目立ってしまうと、この委員会の性格について誤解を招く可能性がある。この提言には将来に向けた未広がり貴重なメッセージが埋め込まれているということを前面に出していきたい。
- ・ 4-6の記述内容について了承頂けるか確認したい。「客観的に認める」「社会的合意」などについては、今後個々のケースについて審議するなかで議論を進めたい。委員個人としての反対意見、補充意見は今後提出頂くという前提で委員会としてこの提言案を承認する、ということで承諾願いたい。(委員長)
- ・ 本日の資料 2-2 を提言として国土交通省にお渡しする。国土交通省はこれに基づいて河川整備計画の原案を作成頂きたい。(委員長)

## ② 今後の体制と進め方に関する意見交換

資料3「原案審議の進め方と体制について」をもとに庶務から説明があり、意見交換が行われた。

### ○補足説明

- ・ 原案審議をするにあたり、これまでの反省をふまえて審議の体制を変えたい。部会専任委員を委員会委員としたうえで、これまでの地域別部会に加えてテーマ別の部会を創設する。(委員長)
- ・ これまでの体制では、部会委員と委員会委員で情報格差が生まれ、部会の議論と委員会の議論が十分に噛み合わないこともあった。たとえ人数が増えても全員が委員会委員になる方がよいと考えた。また、今後、原案審議について具体的な議論を行っていくにあたり、ワーキンググループではなく部会として公開の場でテーマや論点を中心に議論する必要もあると考えた。(淀川部会長)

## ○意見交換

### <体制・運営について>

- ・ 専門部会を多く作ると、縦割りになり、流域全体の視点が欠けてしまう恐れがある。また、住民参加など重複する部分も多いので、それを調整するため、各部会の部会長会議（連絡会議）を設けるのはどうか。  
→ご指摘のような会議のほか、委員会と地域別部会が調整機能を持つ場と考えている。（委員長）
- ・ 54人の委員全員で議論するのは、一人あたりの発言時間が短く効率的でないので運営を工夫する必要がある。また、出席できない委員にも議論の内容がわかるような工夫も必要である。  
→審議体制のあり方については、もう少し時間をかけて議論していきたい。運営会議で検討して提案したい。（委員長）

### <住民・自治体等との関わりについて>

- ・ 河川整備計画策定時には、住民参加が重要な位置付けを果たすが、委員会の審議とはどんな関わりを持つのか。場合によっては今後の審議体制に影響するのでは。  
→委員会が、住民参加について積極的に関わっていくという姿勢は重要であるし、住民参加についての具体的な議論を委員会で行うべきである。  
→住民意見の聴取・反映については別途追加で提言を行う予定となっている。提言を完成させるためには、委員会や部会の中でさまざまな取り組みを行っていく必要がある。  
→住民参加については、河川管理者と議論してどこまでのことができるか、どうすればできるか、まずは研究会的なものを作り、場合によっては自治体も含めて研究、話し合いをしていくべきである。  
→将来的に本気で実現していく意気込みを持つならば、単に机上で議論するのではなく、委員が現場に出る必要がある。委員会や研究者の言葉ではなく、現場の言葉で表現しなくてはならない。  
→委員が地域に入るのは結構なことである。実際に行動し、その結果を持ち寄ってよりよい反映方法等を考えていくべき。そのためには、サイレントマジョリティの方々と接し、彼らの真意を体で覚えてくるべきである。  
→河川管理者にできることには限界がある。NPOやNGO、自治体との協働で取り組むべきであり、その仕組みをこれから考えて提言していかななくてはならない。
- ・ 提言の中では、河川整備の策定過程や策定後に水利権者や自治体、他省庁との連携を唱えているが、これに対する委員会の役割はどう考えればよいか。  
→一義的には、河川管理者が提出する原案に意見を言うことがこの委員会の使命であるので、それ以上のことまでやるのは難しいのではないかと。（委員長）  
→河川整備計画を策定しても、住民参加の部分は実際に動いてみないと実現できるかどうかはわからない。何をどこまでやるのか、協議会等で目的意識をもって具体策や実現プロセスを議論しなければならない。結論を出す時間を区切るのであれば、内容を決める部分と、決めないで協議会に託すなどプロセスを決める部分とを分ける必要がある。委員会で決めたことで将来をしばってしまうことにもなりかねない。

#### <原案審議スケジュールについて>

- ・ 審議の期間については、国土交通省がいつ原案を出されるかに関係してくるが、一年以内にはなんとかしたい。(委員長)
- ・ 説明資料は既にうけとっているが、「原案」はいつ出てくるのか。それがはっきり示されないと審議の土台がはっきりしない。

→次回 17 回委員会に「河川整備計画策定に向けての説明資料（第一稿）」の説明を行う予定となっている。この内容を説明することが原案の内容、考え方を説明することになる。これが実質的な原案審議の始まりだと理解いただきたい。今後の審議の中で、委員会の議論を踏まえて修正し、個々の事業について、どこまで詳細な内容を記載するかは、委員会との協議の中で決めていく。水需要の精査確認が明確になっていないため現時点で原案をお出しできないが、ポイントとなる部分を詰めた上で、河川管理者としての原案を出したい。(河川管理者)

→今日とりまとめた提言に照らし合わせると、「きちっとしたものを今、出せ」と言うことが、合っているのか疑問に思う。また、計画策定の段階で他省庁との協議を行う必要はあるが、その結果がはっきりするまで何も出せないというのでは困る。河川管理者から段階的に案が出てくる方が、提言の内容に合っているように思う。

- ・ 整備計画原案に記載されている個々の具体策は、どこまで詳細なものとなるのか。何をするかは書いていても、どうするかは書かれていない。そのところは、河川整備計画の段階ではないのか。

→整備計画はあくまでもマスタープランみたいなもので、どう設計するのか等の詳細は、事業計画を策定してから決定されるものではないか。

→「設計など詳細な情報がないと判断できない」ということなら、詳細資料を出す。「設計については任せるから河川管理者がやりなさい」ということであればその事業を行うことになる。個々の事業によって性格が異なるため、審議の中でやりとりしながらやっていきたい。(河川管理者)

#### 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 2 名より発言があった。

- ・ 参考資料 1 「委員および一般からのご意見」の 2 ページに、川上ダムについて「ダム建設の 7 割の目的である治水の必要性がなくなったと青山町長も述べ」との意見があるが、町長に確認を取ったところ間違いである。また、流域委員会のダム建設を見直すとの提言に反対したい。川上ダム建設予定地である三重県青山町では、治水上、利水上もダム建設の必要性が認められ、議決を経て 35 年前から準備が進められており、このような諮問機関の意見ひとつで見直すとなると議会制民主主義の信頼を損なうことになる。
- ・ 以前開催されたシンポジウムで、ある委員から、農薬を使わず河川敷で農業をやればよいとの意見が出ていたが、そのような日曜農業ではまともな収穫を期待することはできない。また、今後の河川整備においては、環境面の指標だけでなく、人間の視点からみた満足度の指標についても考えていきたい。緑のダムについては、きちんと流出解析をしなければ結論は出せない。

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

開催日時：2003年1月24日（金） 12:00～13:30

場 所：京都国際会館 Room104

参加者数：委員6名 河川管理者3名

## 1 検討内容および決定事項

### ① 確定した提言に対する反対・補充意見の取り扱いについて

- ・ 提言本文に反対・補充意見を添付し、一体として取り扱う。反対意見については、提言本文の該当個所に脚注をつける。
- ・ 反対・補充意見の定義に該当しない意見（修正意見など）に関しては、再度本人に確認の上、掲載するかどうかを決める。

### ② 原案審議の体制、進め方について

委員構成およびテーマ別部会について運営会議としての意見交換を行い、以下の項目を午後の拡大委員会で審議することとなった。

#### <委員構成>

- ・ 部会委員全員を委員会委員とする。規約第3条6項「委員の追加」を適用し、2/1付けの委員任期更新時より有効とする。
- ・ これまでは部会専任の方もおられたため、委員会委員および部会委員両方の委嘱状を作成頂いていたが、任期更新に際しては委員会委員の委嘱状のみ作成頂く。

#### <テーマ別部会>

- ・ テーマに沿って議論を深める場として4つ程度のテーマ別部会を設ける。テーマについては拡大委員会での各委員からの意見等を踏まえ、運営会議で決定する。
- ・ 地域別部会と同列の扱いとし、会議を含めて原則公開、部会長、部会長代理をおく。
- ・ 各委員が原則いずれか1つの部会に所属する。所属については、委員から希望を聞いた上で運営会議にて案を決め、各委員と調整を図る。
- ・ 2/24委員会にて規約改正を含め、テーマ別部会のメンバー構成を確認する。その後、各テーマ別部会に分かれて部会の進め方等を検討し、最後に再び全員が集まり意見交換を行う形を検討する。
- ・ 現行のWGは一旦休止の扱いとする。

### ③ 提言の新聞掲載文面について

- ・ 1/17記者説明会および1/18提言説明会の内容をもとにした文案を検討した結果、「提言のポイントを簡潔にまとめ、文字数はできるだけ少なくする」方向で修正を行い、内容については芦田委員長に一任することとなった。

### ④ 委員の任期更新について

- ・ ご本人のご都合により植田委員、東山委員、山岸委員が任期更新を辞退されたことが庶務より報告された。

## 2 今後のスケジュール

#### <運営会議>

- ・ 既に開催が決定している第19回運営会議（2/6木 10:00～12:00）に加え、第20回運営会議を2/20（木）10:00～12:00に開催することが決まった。

#### <委員会>

- ・ 既に開催が決定している第18回委員会（2/24月 13:30～16:30）、第19回委員会（3/27木 13:30～16:30）に加え、下記会議の開催を予定し、委員にお伺いすることが決まった。
  - ・ 第20回委員会 4/21（月）13:30～16:30
  - ・ 第21回委員会 5/16（金）13:30～16:30
  - ・ 第22回委員会 6/27（金）13:30～16:30

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

## 淀川水系流域委員会 第 17 回委員会（拡大委員会） 結果概要（暫定版）

03. 2. 21 庶務作成

開催日時：2003 年 1 月 24 日（金） 14：00～17：25

場 所：国立京都国際会館 アネックスホール

参加者数：委員 37 名（うち委員会委員 15 名）、河川管理者 21 名、一般傍聴者 351 名

### 1 決定事項

- ・委員の任期更新時にあたる 2/1 付けで部会委員全員を委員会委員として追加する。
- ・現行の地域別部会に加え、同様の位置付けのテーマ別部会を設ける。委員は原則として地域別部会とテーマ別部会の両方に所属する。これに伴い、規約の改正を行う。
- ・テーマ別部会のテーマ及び委員構成については、委員に所属の希望等を聞いた上で運営会議にて審議し、第 18 回委員会（2/24）にて決定する。
- ・「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」（以下、説明資料（第 1 稿）とする）に対して質問がある委員は、文書にて庶務へ提出する。

### 2 審議の概要

- ①確定した提言に対する反対・補充意見の取り扱いについて
  - ・提言本文に反対・補充意見を添付し、一体として取り扱う。反対意見については、提言本文の該当個所に脚注をつける。
  - ・反対・補充意見の定義に該当しない意見（修正意見など）に関しては、再度本人に確認の上、掲載するかどうかを決める。
- ②河川管理者からの説明と委員との質疑応答  
河川管理者から資料 3-2「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」を用いて、説明が行われた後、委員との質疑応答が行われた。  
主な質疑応答は、「3 主な質疑応答と意見交換」を参照。
- ③原案審議の進め方について  
資料 4「原案審議の進め方と体制について」をもとに、テーマ別部会設置等について、意見交換が行われ、「1. 決定事項」の通り決定した。  
主な意見については、「3 主な質疑応答と意見交換」を参照。
- ④一般傍聴者からの意見聴取
  - ・一般傍聴者 5 名から、一般からの意見聴取の方法や河川管理者の説明資料（第 1 稿）などについて発言があった。

### 3 主な質問と意見交換

#### ①河川管理者からの説明と質疑応答

河川管理者から資料 3-2「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」を用いて、説明が行われた後、委員との質疑応答が行われた。

##### a. 説明要旨

- ・「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」は、委員会のほか自治体や住民から寄せられた意見内容を踏まえて改訂を繰り返し、最終的に河川整備計画へ集約されるという性格のものである。
- ・また整備計画が出来上がったあとも、ある時点で「検討・見直し」がなされたもの、新たに必要となった事業等が、流域委員会の意見および住民や関係自治体の意見を聞いて、次の整備計画となっていく。

#### <現状と課題>

- ・淀川流域の概観・特徴としては、下流域の低平地に人口や資産が集中しており被害ポテンシャルが高くなっていること、また、上流域には狭窄部と盆地がありたびたび浸水被害が生じていることがあげられる。
- ・沿川の市街地化や人口増加等、近年の急激な社会変化に伴い、ダムや堰等の水資源開発や流路変更等の河川整備を行うとともに、グラウンド等のスポーツ施設が河川敷に設置された結果、流域住民の生活は安全快適になり利便性が増した反面、河川環境や生態系、水循環に影響を及ぼすことになった。

#### <河川整備の基本的な考え方・方針>

- ・今後の河川整備は、川の中の整備だけで対応することには限界があり、流域内のあらゆる関係機関との連携・協力が必要である。また、既存の計画にとらわれず、適時柔軟に見直しを行う順応的管理の考え方も取り入れていく。
- ・治水に関しては洪水被害の頻度のみならず、深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進する。利水に関しては、水需要予測や既存水資源開発施設の運用、新規施設を見直すとともに、利水者や関連自治体との協力のもと、水需要の抑制に努めていく。環境に関しては、河川環境への影響を真摯に受け止め環境回復を図る。利用に関しては、利用者の理解を得ながら環境保全を基本とした河川利用を推進するとともに環境を損なう利用を是正していく方針としている。
- ・計画の進捗・チェックの見直しには、流域委員会の継続を考えるとともに、住民活動団体や流域自治体への情報提供、連携、協働を通して計画の推進・管理を行っていく。また、地域の情報に精通した人や地域に密着している住民活動団体の方に、河川レンジャーとして河川学習・環境教育の指導等を行っていただくことも試行していく。

#### <具体的な河川整備>

##### ○河川環境について

- ・河川形状は、瀬や淵、砂洲等にできるだけ保全するとともに、河川の縦断方向、横断方向の連続性を回復していく。具体的には、高水敷の段階的な切り下げ、ワンド・たまり・干潟・葦原等水辺移行帯の保全・修復、魚道の設置、現存する湿地や内湖の保全等を実施する。現在、楠葉でワンド・たまりの整備を行っているが、今後は整備計

画に位置付け本格的に行っていく。

- 水位、水量については、川や湖の環境の保全回復を考慮した水位・水量を保てるようなダム・堰の操作、構造改善を検討する。具体的には、治水・利水に大きな影響を与えない範囲での、中小洪水の放流、フラッシュ放流検討や試験運用の実施等を検討する。また、新淀川では、汽水域の環境に配慮した維持流量の検討を行っていく。
- 水質については、人が安心して水辺で遊べる川を目指す。市街地や水田、森林などから排出される面源汚濁負荷量の軽減に努める。また、ダイオキシンや環境ホルモン、ダム湖で発生する淡水赤潮やアオコなどの対策も急がれる。具体策については、水質汚濁防止連絡協議会を発展させた「流域水質管理協議会(仮称)」の設立を検討し、その中で協議していく。ダム湖の水質対策については、選択取水装置や深層曝機装置についてないダムには、設置を検討する。
- ダムによる流砂の遮断対策については、洪水時にバイパストンネルを使ったダムや堰を迂回させる方法、洪水時の水の力を利用した土砂を水とともに下流へ流す方法、ダンプを使って下流へ運搬する方法などで、土砂の連続性を回復することを検討する。
- 生態系については、モニタリングの実施や生態系評価、生息・生育環境の保全及び再生の実施、検討を行う。特に外来種対策については、関係機関や地域住民等と協議しながら、広報活動、調査研究、予防措置、条例の制定等を検討する。
- 景観については、歴史的建造物など景観の良いところで周辺景観との調和の観点からアセスメントを実施する他、河川管理者以外の事業者に対するアセスメントの実施指導等を行う。また、工事を行うにあたっては、河川環境に配慮した工事の施工を行う。

#### ○治水・防災について

- 治水の考え方は、破堤による被害の回避を究極的な目標とし、そのための施策に最優先で取り組むこと、“狭窄部開削はできるだけ避ける”との提言の趣旨をうけ、狭窄部上流や琵琶湖沿岸の浸水被害等の軽減に向けた整備との2本柱である。それ以外の事業は、たとえ継続中のものであっても、堤防強化等の進捗等を勘案した上で実施時期を検討する。
- 「破堤による被害の回避」としては、情報の提供、伝達システム等の整備、被害ポテンシャルの軽減対策、堤防強化対策が必要と考える。
- 具体的には、地下街やインターネットを使った情報提供、ハザードマップ作成支援や浸水想定区域の公開を行う。また、被害ポテンシャルの低減には、沿川自治体により構成する「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)」を設置し、施設管理者や住民との連携をはかりながら、避難所への避難誘導、危険区域等の土地利用に関する情報提供、流域内保水機能、築堤や狭窄部開削による下流への流量抑制等について検討する。河川流量の増加抑制のための排水機場の運転調整も検討する。
- 堤防強化対策には、浪花氾濫域での高規格堤防の設置を推進する。対策箇所の優先順位は、500mm(2倍)の降雨で破堤の危険性有無や人家連担区域など破堤の危険性や被害ポテンシャルの大小等を考慮して決定する。
- 「狭窄部の浸水被害の軽減」に関しては、流域には保津峡、岩倉狭、銀橋があるが、下流堤防の破堤危険性を増大させるため当面開削を行わず、既存のダムの治水機能強化

や遊水地事業、流域内貯留施設の設置等で、既往最大の浸水被害の解消を図ることを目標とした整備を行う。

- ・琵琶湖沿岸については、瀬田川下流の流下能力の確保、天ヶ瀬ダムの放流能力増強を含めた全川の流下能力アップのための対策を行う。
- ・無堤地区は、下流への配慮から基本的に築堤をしないが、川西・池田地区などは別途、対策を行う。
- ・防潮扉の操作が必要である阪神西大阪線の高潮対策は、現在関係機関と協議中である。橋梁をかさ上げすると、取り付け部の整備と周辺の土地利用の調整に多大な時間とコストを要するため、堤防強化との優先度を十分に考慮して実施時期を検討していく。
- ・地震対策としては、堤防の耐震補強等を行うほか、水上交通や緊急河川敷道路の対策等を行う。
- ・津波対策としては、南海地震津波による被害を想定して、避難体制の構築や水門等の操作体制の強化を行う。

#### ○維持管理について

- ・維持管理については、現在、施設の増加と操作員の高齢化、施設の老朽化、樹木の繁茂と土砂堆積、不法投棄の増大等の課題がある。
- ・施設増と人員不足の対策としては、緊急時に集中管理センターから、水門・樋門、排水機場等の遠隔操作を行える体制づくりを検討する。
- ・老朽化対策としては、堤防や護岸の定期点検を行い、亀裂や空洞化の恐れのあるものは応急対策を行う。その他、河川区域の管理として、除草、荇草、利用されていない施設の撤去指導、樹木伐採、堆積土砂の適正な管理を行う。
- ・沿川の住民団体との連携を図り、不法投棄対策と清掃等を行う。

#### ○利水について

- ・淀川水系の水利用は、現在、上水道の需要増加等の鈍化や、農業用水の水利用実態の変化により、転機を迎えているとともに近年の少雨化傾向による渇水の頻発等の課題がある。
- ・利水における基本的方針は、水資源の有効活用である。水需要の精査確認や協議会を通しての水需要抑制、農業用水の実態把握や許可水利権への切り替え誘導、用途間転用の調整、既存水資源開発施設の貯水容量の再配分や効率的な運用の試行等を検討する。
- ・水需要の精査確認については、水需要予測に関する情報公開の調整を行う。また、節水や再利用の促進、住民の意識を高めるための施策を検討する調整機関として、利水者や自治体等の連携による協議会を設置し、平常時から協力を呼びかける。
- ・用途間転用については、水需要の精査確認を踏まえて、開発された水資源の過不足調整を行う。具体的には、現在大阪臨海工業用水道を解散に向けて検討しているうえ、大阪府営工業用水道、尼崎市営工業用水道について水需要の精査確認中である。その他についても、精査確認中である。また、転用にあたっては、渇水時の危機管理や将来の水需要における地域の安定・発展等の政策目標を鑑み、利水者が保有する必要が

ないと判断した水源を、降雨状況を勘案した利水安全度の確保を考慮しつつ、転用を進めていく。

- ・農業用水については、実績取水量把握や許可水利権への切り替えに向けた支援・指導強化の検討を行うほか、環境用水や防火用水など地域の水環境に関する要望にも配慮する。

#### ○河川利用について

- ・淀川の水面利用は、水上オートバイやカヌー、釣りなどのレジャー利用、観光船、砂利運搬等さまざまに利用されている。今後は水面利用の適正化や環境保全を基本とした利用促進、河川敷の利用形態の見直し、違法行為の追放やホームレス対策等を行う。
- ・水上オートバイの無秩序な利用への対策としては、自治体や警察等との連携で水面利用協議会を設置し、一津屋地区(摂津市)を暫定利用地として選定している。今後の水面利用の適正化についても、既存の協議会を活用し、自主ルールの策定や法的規制の実施等を検討する。
- ・カヌーや手漕ぎボートなど環境保全を基本とした利用については、促進できるよう、水辺のアプローチ整備や堰などの横断工作物の改善を検討する。
- ・河川敷利用については、現在、公園、緑地、運動施設、畑、ゴルフ場等に整備されている。近年は河川敷公園利用者が増加している一方で生態系の分断等の課題がある。
- ・今後は、提言に沿って「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を重視し、その地域性や周辺環境を考慮し、グラウンドやスポーツ施設など河川敷以外でも利用できる施設については、縮小を基本とする。ただし、住民や自治体から存続への強い要望もあることから、スポーツ施設等については、学識経験者や沿川自治体、住民等で組織する河川利用委員会(仮称)を地域ごと、河川ごとに設置し、協議検討していく。淀川河川公園については、現在公園部局と調整中であるため、記述していない。
- ・舟運については、近年水辺の賑わい創出等の観点から舟運復活の強い要望があるほか、震災等緊急時の物資輸送路としての期待もあるため、航路の確保や付属施設の整備を行う。具体的には、船着場の整備、枚方までの航路維持、三川合流点までの航路確保検討、淀川大堰の閘門設置検討、既設閘門の運用手法を検討する。

#### ○ダムについて

- ・既設ダムについては、下流の生態系を配慮し急激な水位低下が生じない運用操作の実施、魚類等の遡上・降下に配慮した構造改善の検討、ダム貯水池の法面における裸地の緑化等を検討する。また、ダムの有効利用や利水安全度の確保を踏まえて、既存ダム群の再編成も検討する。
- ・計画・工事中のダムについては、計画の見直しを行う。現在、建設中の5つのダム以外には、新たに計画するダムはない。見直しにあたっては、住民の社会的合意を得るための情報公開・説明を行うとともに、関係団体、自治体、他省庁との連携を図る。また、他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討したうえで妥当と判断される場合に実施する。

b. 主な質疑応答

- ・洪水の輪廻を防ぐためには、そこに住もうとする人や開発業者が、その土地の治水危険度を認識できる情報を提供していく必要がある。ハザードマップの提供や現地における看板の設置、区間毎の安全度の明示等、治水・防災上の具体的な情報の提示が必要と考えるが、河川管理者はどのようにお考えか。

→具体的な対応については、自治体と協力して、避難経路・避難場所まで示した市町村単位のハザードマップの作成等が必要であると考えている。情報の内容やその提供方法の具体策は、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会（仮称）で土地利用誘導も含めて検討したいと考えている。（河川管理者）

- ・被害ポテンシャルの低減対策のひとつとして遊水地が考えられる。関東では多くの場所で採用されていると聞いている。また、河川法では河川保全区域などの指定でそのようなことができたと思うが、説明資料（第1稿）では具体的には記載されていない。どのようにお考えか。

→「流域内保水機能、貯水機能強化」（資料3-2 P47）に含まれると考えている。また、河川局では、都市河川の被害ポテンシャル低減に向けた新たな法案を考えている。例えば公的施設への貯留施設の設置を法的に位置付けることなどを視野に入れている。このようなことも含めて、具体的には前述の協議会で検討していきたい。（河川管理者）

- ・全体として、ソフトの整備についてもっと強調してほしい。具体的な話としては、被害ポテンシャルの軽減のためには、河川管理者からの一方的な情報提供だけでなく、緊急時を想定した地域社会での情報交換等、人のつながりを意識したソフト面での強化施策が重要である。災害時には、停電により機能しなくなる可能性もあるため、身近な地域社会での対応などITに依存しない部分が重要になってくる。

- ・説明資料（第1稿）の「利用」の節では、漁業について述べられていない。遊魚客を合わせれば推定で年間30万人程度が河川での漁業に関わっている。何らかの記述を希望する。

- ・治水・防災、利水、利用、ダムの記事量がアンバランスで不満を感じている。

- ・河川管理者の説明からは、河川環境の将来像が見えてこなかった。部分的な自然環境回復を実施していくのか。それとも、流域全体としての自然環境の再生を図っていくのか。（委員）

→流域全体としての再生を目指すのが、説明資料（第1稿）は、まずは可能な範囲でできることを記述するにとどまっている。提言にあるように、1960年代前半の自然環境を意識した河川整備を進めるため、冠水頻度の向上やワンドの復活等を実施していきたいと考えているが、1960年代前半の状況をそのまま目標とするのは困難であると考えており、この辺りの考え方は提言と同じだと思っている。（河川管理者）

- ・現在の説明資料には国営河川公園について記述されていないが、将来的には出てくると考えてよいのか。

→河川公園に関しては見直しを行う状況にあるので、その方向等については将来、この委員会で説明することになる。（河川管理者）

※「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1項）」に対して質問がある委員は文書にて庶務へ提出し、次回以降の委員会にて河川管理者に回答して頂くこととなった。

②原案審議の進め方について

資料4「原案審議の進め方と体制について」をもとに、テーマ別部会設置等について、意見交換が行われ、「1. 決定事項」の通り決定した。主な意見は以下の通り。

- ・今後の委員会は多人数での審議となるため、意見が分散してしまう可能性が高い。意

見集約の仕方をよく考える必要がある。また、流域別部会とテーマ別部会の役割分担がわかりづらく、この体制でうまく審議できるのかどうか、懸念している。効率的な運営方法や審議が縦割りにならないための工夫を考えておく必要がある。

- 部会間で十分な意見交換を行うためには、所属以外の部会にも、委員として自由に参加できるような仕組みが必要。
- いろいろな委員が自由に部会に参加できるようにしていきたい。(委員長)
- 現在の運営会議メンバーに、テーマ別部会の部会長が加わるのであれば、運営会議が縦割りの審議を調整する機関になるのではないか。
- ・今後の審議は河川整備計画に対するものなので、地域別・テーマ別部会で議論するテーマは、整備計画原案の項目に沿って整理する必要がある。
  - 地域別部会では地域特有の視点で、テーマ別部会では流域全体を横断的な視点で議論することを想定している。テーマについては、環境、治水、利水、利用、住民参加などを考えている。(委員長)
- ・従来から庶務が会議のとりまとめとして結果報告や結果概要を作成してきたが、物足りないところもあった。体制変更にあたって、庶務の業務もハードになると考えられるため、そのフォローについても考える必要がある。
- ・ダムについては、テーマ別部会として設けるべきではないか。
  - テーマ別部会、地域別部会をフルに連動させて議論すべきと考えている。(委員長)
  - ダムの問題は、それだけの議論をやってしまうと逆に本当の本質を忘れるのではないか。
  - ダムについては治水、利水、環境等のテーマ別部会や地域別部会がそれぞれの視点から検討し、委員会で総合的に判断すべきだ。
- ・総合的に審議を行い情報を共有するために、テーマ別部会と委員会を同じ日に開催し、テーマ別部会で議論した内容を、さらに委員会で検討するといった開催方式を試行してみてもどうか。
  - 個別の議論を全体としてまとめて合意していくために、目に見える仕組みを作ることが大事。
  - 従来の審議体制では、部会専任委員が委員会全体の議論を把握するのは困難だった。河川整備計画策定後、住民参加によるフォローアップ委員会が提案されているが、その段階でプラスになるような、情報がうまく行き渡る実験的な試みを期待したい。

### ③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 5 名から、一般からの意見聴取の方法や河川管理者の説明資料(第 1 稿)等について発言があった。主な意見は次の通り。

- ・今後の委員会では、提言の内容が整備計画原案に具体化されているかどうかについて、言及して頂きたい。
- ・説明資料(第 1 稿)には、川を扱う際には、必ず出てくるべき扇状地、自然堤防、後背湿地などの言葉が一切出てこず、川には水だけではなく、物が流れて堆積、浸食するといった自然地理学的、或いは地質学的な視点が皆無である。
- ・河川管理者は、河川整備計画に住民意見を十分に反映するために、住民説明会を数回実施して、その結果の反映も知らせながら、住民意見を河川整備計画にフィードバックしていく必要がある。
  - 今日、委員会で説明したのは第 1 回目の説明会をまず開催するという内容だった。流域委員会からの指導を仰ぎながら、必要なところまで行いたいと考えている。(河川管理者)
- ・天ヶ瀬ダム再開発計画(1500m<sup>3</sup>/s 放流計画)は宇治の景観や環境に悪影響を与えるため、中止するよう要請する。説明資料(第 1 稿)では、天ヶ瀬ダム再開発計画について見直すと記述されているが、現在も関連工事は進行中である。住民意見を反映した河川整備を目指すならば、見直しが終了するまで一旦工事を中止すべき。

- ・流域委員会では、一般傍聴者からの意見聴取が実施されたり、寄せられた意見が会議資料として配付されているが、それらに対する委員や河川管理者からの積極的な反応がほとんど感じられない。今後は、部会における一般傍聴者の発言の機会を2回設け、委員や河川管理者から意見があれば出して頂く等の配慮をお願いしたい。
- ・説明資料（第1稿）には大津放水路事業の一期区間の継続実施が記述されているが、資料3-2のP18の図には大津放水路事業が書かれていない。これは間違いではないか。また、2期区間以降の工事が実施されるのかどうか、お聞きしたい。
- ・大津放水路事業の継続をお願いしたい。堂の川周辺の住民は度重なる浸水被害に悩まされてきた。地域住民が安心して暮らしていくためにも、2期区間の工事は必要だ。

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

## 第 21 回琵琶湖部会（2002.1.29 開催）結果概要（暫定版）

03.02.21 庶務作成

開催日時：2003 年 1 月 29 日（水） 13：30～17：00

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海 8

参加者数：委員 13 名、河川管理者 14 名、一般傍聴者 48 名

### 1 決定事項

- ・ 住民意見聴取の試行については委員が主導的に行いたいとの具体案が示された場合には、部会の承認のもとで実施することを認めるかどうかについて、文書にて委員に確認する。

### 2 審議の概要

#### ①委員会、他部会および提言に関する報告

資料 1-1「委員会および各部会、WG の状況（中間とりまとめ以降）」、及び資料 1-2「提言（案）とりまとめの経緯と今後の予定」を用いて、報告が行われた。

#### ②原案審議の進め方について

資料 2「原案審議の進め方と体制について」について説明が行われた。

#### ③河川管理者説明資料（第 17 回委員会資料）についての意見交換

河川管理者より、資料 3-3「淀川水系整備計画策定にむけての説明資料（第 1 稿）」に関する意見聴取状況について」の説明が行われた後、資料 3-1-2「淀川水系整備計画策定にむけての説明資料（第 1 稿）」とあわせて、意見交換が行われた。

○主な意見交換の内容については、「3 主な意見」を参照。

#### ④一般からの意見聴取・反映について

資料 4「一般意見の聴取・反映について」について説明が行われた後、今後の一般意見聴取の試行について、意見交換が行われた。

○主な意見交換の内容は、「3 主な意見」を参照。

※ 琵琶湖部会として、住民意見聴取の試行を承認・サポートするかどうかについては決定するには至らず、「1. 決定事項」の通りとなった。

#### ⑤その他

- ・ 次回の琵琶湖部会は、運営会議で今後の審議体制が確認され次第、開催予定を決定する。

#### ⑥一般傍聴者からの発言

- ・ 一般傍聴者 1 名から、「住民意見の聴取を実施する際には、関心の高い市民団体について事前に登録しておき、説明会の開催予定等の情報を発信する必要がある」との意見が出された。

### 3 主な意見

#### ①原案審議の進め方について

庶務より、資料 2「原案審議の進め方と体制について」についての説明の後、意見交換が行われた。

- ・ テーマ別部会をつくるとなると、例えば水位管理の問題など、環境、治水、利水にそれぞれ関係するため対立する利害が発生するが、どこで調整するのか。  
→最終的には委員会で調整する。また、各委員は自分が所属していないテーマや自身の専門外の部会にも自由に参加できるため、そこで他のテーマ部会の動向を把握できる。（部

会長)

- ・ テーマ別部会に、ダム部会を設ける必要があるのではないか。  
→運営会議では、ダムについては部会や委員会等で全体的な視点で議論するのがよいという考え方が多数派であったため、ダムのテーマ部会は設けていない。(部会長)  
→ある程度議論が進んだ段階で、必要があるならダム部会の設立を検討してはどうか。(部会長代理)

## ② 河川管理者説明資料(第17回委員会資料)についての意見交換

資料3-3「淀川水系整備計画策定にむけての説明資料(第1稿)に関する意見聴取状況について」、資料3-1-2「淀川水系整備計画策定にむけての説明資料(第1稿)」について、意見交換が行われた。

### ○ 主な意見交換

<住民意見の聴取、自治体への説明に関して>

- ・ 資料3-3には、「関係住民」や「一般住民」等の表記が混在している。関係住民といってもどこまでの範囲なのかはつきりせず、このままでは誤解が生じる恐れがある。「住民」という言葉について統一的な表記と解釈が必要ではないか。  
→表記の混在については、「住民」という言葉で統一する。(河川管理者)
- ・ 住民との対話について、現状、琵琶湖周辺の地域では具体的にどんな取り組みを行う予定なのかお聞かせいただきたい。(部会長)  
→住民に対しては、第1段階として現在5カ所程度で説明会の開催を予定している。流域委員会から住民意見聴取に関する提言をいただければ、また別途次の段階でやるべきことを検討する。告知方法としては、流域内の住民の方には、新聞折込み等で積極的に説明会開催の告知を行う。流域外の方にもインターネット等で情報を入手できるようにしている。(河川管理者)
- ・ 自治体に向けた説明会には、自治体のどういう部署の方が参加されたのか。  
→河川管理者と関係深い建設関連の部署を窓口に、できるだけ多くの関係部局の方々に集まってもらえるように呼びかけていただいたが、自治体によって出席した部署、関係者の数に差があった。(河川管理者)  
→自治体ごとに出席者に差があると情報の伝達に濃淡が出るうえ、必要な情報が関係各所に十分伝わらない可能性がある。自治体関係者には幅広く伝えてほしい。  
→説明会は今後も継続していく。できるかぎり多くの参加を呼びかける。その場での質疑応答だけでなく、後日文書でも質問を受け付けているので、意見は自治体を代表した市長や村長の名前で出されると思われる。(河川管理者)
- ・ 住民意見の聴取は、例えば組織で働いている人としての意見と、個人としての意見で違ってくこともある。そういう部分に配慮する必要があるのではないか。
- ・ 「住民」という言葉の定義はその時々によって曖昧であり、意識的に積み上げていくことが委員会の課題である。また、自治体問題については、地方自治の観点から自治体の直轄区間の河川整備について、あまり国の機関から強い圧力をかけることはできない。上からの押し付けではなく、地域から盛り上げていく方向で考えなければならない。

<資料3-1-2について>

- ・ 資料3-1-2には、部会で議論のあった、子供達への河川・環境学習の推進に関する施策が盛り込まれていない。  
→p3の河川レンジャーに関するところで、現段階では「環境学習の指導等を試行的に依頼」と記述するにとどまっている。

- ・ 整備計画をつくるにあたっては、内湖の復元など調査研究が必要なものもあると思われるが、説明資料の中で「検討する」と書かれているところに、その意味も含まれていると解釈してよいのか。  
 →そうである。(河川管理者)  
 →どんな形で検討を行うのか、河川整備計画の中で具体的にもっとはつきりと示していただきたい。(部会長)
- ・ 河川環境整備の部分では、技術的な課題も多い。p7「河川環境」に、河川の攪乱機能を調べるためのダムによる試験放流について記されているが、これによって流砂がどうなるのか、植生と川の流れの関係がどうなるか、総合的に調査してほしい。将来の技術開発につながる。(部会長代理)
- ・ p23「河川利用」の部分に、釣り人や漁業についての扱いが抜けているのではないか。提言に記したはずであるが。  
 →基本的に自然回復を念頭においた河川利用を促進するという方向で提言と同じであるが、具体的に漁業振興をどうするか、など具体的なことは現時点では書いていない。(河川管理者)
- ・ 竹を使った切れにくい護岸や石積みなどの伝統工法を河川整備計画の中に、積極的に位置付けてはどうか。長期的な計画なのだから、耐久年数のある人工構造物よりも長く使える可能性のある材質も用いるべきだ。  
 →p9「2) 生息・生育環境の保全、及び再生の検討」に“竹林”と記すなど、意識はしているものの、はっきり明示してはいない。(河川管理者)
- ・ 「治水・防災」の「情報提供」ところで、グラフィック等を用いるなどの工夫を凝らして、わかりやすく興味をもてるような形での情報提供を考えられないか。  
 →p11で「リアルタイムでマスメディアへ提供」の部分で記しているように、インターネットを使ってリアルタイムに表示できる仕組みを作る等の工夫をしているので、ここを今後拡充していきたい。(河川管理者)  
 →インターネットだけではなく、太鼓の鳴らし方で火事の場所を知らせるなど、先人の知恵を生かした情報伝達の方法等に学ぶことはないだろうか。
- ・ 川や湖の水は必ず海に流される。海に対する責任についても考えてほしい。
- ・ p26～「ダム」では、ダム計画の内容を見直す際に踏まえる事項がいくつか述べられているが、この中に「住民意見の反映」に関する事項が抜けている。  
 →当然のことだと考え、記述していない。(河川管理者)
- ・ 高水敷の段階的な切り下げや利用の見直しについて、日頃から河川敷を利用して、見直しに反対している住民との調整をどうとるのか。  
 →提言の内容にそって、p24に「本来、河川敷以外でも可能なスポーツ施設等は縮小していくことを基本とする」としているが、地域の強い要望もあるため、地域毎、河川毎に河川利用委員会(仮)を設置し、そこで議論していこうと考えている。利用の問題はマニュアルで画一的に対処すべきものではないと考え、このような案を出した。(河川管理者)
- ・ 流域委員会は、提言を河川管理者に提出した以上、河川整備計画の内容についても一定の責任を持つべきと考えている。計画資料の中で抜けている記述がある場合は、積極的に指摘して書き加えてもらえるように努力していくべきだ。今後のテーマ別部会等の課題ともなるであろう。(部会長)

### ③一般からの意見聴取・反映について

資料4「一般意見の聴取・反映について」について説明が行われた後、今後の一般意見聴取の試行について、意見交換が行われた。

### ○主な意見交換

- ・ 住民意見聴取の試行については、正式な部会として開催することが難しいため、有志によって行うことが考えられるが、部会とは独立して完全に有志で行うのか、部会として承認・サポートする方がよいのかをこの場で確認したい。(部会長)
  - 提言には、住民意見聴取に関しては理念しか記載されておらず、有効で具体的な方法論はまだ見つかっていない。意見聴取の試行の中で効果があったものや、なかなか実態をつかみにくいサイレントマジョリティの意見の反映方法等が見つかれば、別途提案したい。1月18日の提言説明会では、たくさんの方から意見をお寄せいただいたので、まずはその中から良いものを発掘していきたい。
- ・ 河川整備計画の原案作成までに委員会ですることは限られている。意見を聴取するだけでよいのか、意見の反映まで考えるのか、ずっと試行のままでよいのか等、いつまでに何をすべきか、委員会の役割を明確にしておくべきである。
  - 整備計画への意見の反映については、河川法にも記されているように河川管理者の役割となる。流域委員会は、意見聴取・反映の方法論を述べるだけである。その意味では、「試行」という形しかとれない。(部会長)
- ・ 提言内容と河川管理者の整備計画の対応がわかりにくい。提言に多く記した住民参加の部分について、説明資料第1稿の中でどう書かれてあるのか、一度整理していただきたい。また、住民から意見を聴取する際には目的意識をもって取り組まねば、無限に意見を聞き続けてもまとまらない。
  - 住民への情報公開や地域との連携について、資料に記載していることは少ないが、ソフト対策は、整備計画に当然含まれている。住民意見の聴取・反映方法については整備計画を策定する際のプロセスなのであり、整備計画自体に位置付けることはできない。(河川管理者)
  - 治水や利水については、住民参加型のシステムをつくる等のソフト対策を行うべきだという議論を何度もしてきた。その部分も河川整備計画に含めるべきではないか。
  - この議論は、本日話し合うには大きすぎる。計画に記載すべきだと思われることを文書で提案するのが適当ではないか。今、ここで議論すべきは、住民意見聴取の方法論である。(部会長)
- ・ 住民同士の対話がうまくいかなかった要因として役所が仲立ちしてきたことがあげられる。ダムや河川利用など具体的なテーマについて、住民同士(例：上流と下流)が対話できる環境を整えることが重要である。委員会としてやれることがあるならやってみよう。住民意見の調整役となる河川レンジャーが担うべき役割も明確化しておく必要がある。
  - サイレントマジョリティといわれる層の方は、日々の暮らしの中で水や河川のことをあまり意識していない。切実な想いを持っている地域の方から意見を聞くことは容易だが、無意識な層から意見を聞くのは難しい。日常それほど問題のない所で、もし蛇口がとまったら、洪水が起きたら、といった意見を聞くための見通しを立てる必要がある。住民同士では必ず意見が分かれる。お互い立場の違いを超えて何ができるのかを考えるべき。住民同士のコミュニケーションの場を作る試行は必要だと考える。
- ・ 本来、この問題は委員会で考えることであるが、住民意見の聴取に関して委員会委員の意識はそれほど高くない。まずは琵琶湖部会から始めてみるということも考えられる。いろいろなアイデアで方法を試してみるべき。
- ・ 住民意見聴取の試行は、意見聴取の方法を模索するために実施するもので、河川整備計画に住民意見を反映するために開催するものではない。「試行」の趣旨が参加者に伝わるかどうか、疑問だ。試行の意味がきちっと伝わらなければ参加者は整備計画に意見が反映されることを過大に期待するのではないか。
- ・ 琵琶湖部会が、まず試行を行うべきだ。農業者や漁業者、林業の後継者など、今まで盲点

になっていた若い世代の人達から意見を聞く必要がある。

- 公式に考えると、住民が誤解するリスクがある以上、試行を行うことは難しい。意見聴取の試行を行うのか、やめるのか、リスクを押し切ってでも試行を行うべきだと思われる委員がいるなら、部会がサポートしてもよいのかどうか。その辺りを議論したい。本日決まらないなら、当分の間実施することはできない。(部会長)
- もう提言は出来ているが、手続き上は可能なのか。  
→委員会では、住民意見聴取・反映に関する提言を作成する方向になっているため、手続き上は可能である。ただ、時間が限られているため部会として実施するのは難しい。委員の誰かが主体となってやらないと成り立たない。(部会長)
- 地域の再生をキーワードに、子供の意見をまとめて、世界水フォーラムに持ち込むという取り組みを行っている。ある意味、それが試行となり得るかもしれない。一人一人の委員が、それぞれのフィールドで試行を行い、その結果を意見聴取グループに伝えるのが委員としての責務なのではないか。
- 住民の方から、流域委員会へ対話をしたいとの要望はなかったのか。  
→公式には、琵琶湖部会へは寄せられていない。(部会長)  
→試行を行ってもよいと思うが、本来は、関心を持っている団体等の方からこちらに対してアプローチすべきことであるので、こちらからお膳立てする必要もないだろう。
- 試行とは別に、河川管理者が主体となって、実際に意見を聴取・反映するためのフォーラム等をつくるのはどうか。
- 本日は、意見聴取の試行を行うかどうかについての結論を保留させていただく。後日、試行を委員が主導的に行いたいとの具体案が示された場合には、部会の承認のもとで実施することを認めるかどうかについて、文書にて委員に確認する。(部会長)

#### ④ 一般傍聴者からの発言

- ダム問題を考える会を開く場合、建設予定地域の住民や自治体は多分集まりやすいが、下流の住民、関心を持っているグループなどが集まれるかどうかの問題である。そこで、住民意見の聴取を実施する際には、関心の高い市民団体について事前にモニターのような形で登録しておき、説明会の開催予定等の情報を発信する必要がある。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

開催日時：2003年2月6日（金） 10:00～12:10

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階 会議室6

参加者数：委員6名 河川管理者3名

## 1 検討内容および決定事項

### ① 提言への反対、補充意見について

- ・ 提言への反対・補充意見を提出された各委員への確認状況が報告された。

### ② テーマ別部会について

テーマ別部会について運営ルール等を検討した上で、委員構成案を決定した。

#### <運営ルール>

- ・ 委員が所属部会以外の部会への参加を希望された場合、当該部会委員と同等に議論に参加できる。ただし、「自主的な参加」として、謝金、交通費等は支払わない。
- ・ 各委員は原則として、最低1つの部会に所属する。
- ・ 複数部会への所属については、委員としての責任（議論への参加や作業分担など）を認識した上で複数部会への所属を希望する場合には、これを妨げない。

#### <委員構成の検討>

- ・ 各部会の委員数について、上限下限は特に設けない。
- ・ 所属部会については各委員の希望を尊重する。所属希望の確認がとれていない委員については、本人の希望を確認後、所属部会を決定する。
- ・ テーマは、「環境・利用」「治水」「利水」「住民参加」の4つとした。「利用」については「環境」と関連する部分が多く利害が対立することも想定されるため、「環境」と統合することとした。「環境・利用」部会は所属委員数が多いが、班分けするなど部会による運営の工夫で対応することを想定する。

#### <今後の進め方>

(ア) 本日決定された委員構成案を、全委員にお知らせし最終確認する。

- ・ 第18回委員会（2/24開催）にて各テーマ別部会の部会長および部会長代理と部会の開催スケジュールを決定する。

#### <開催日>

(イ) 第18回委員会以降、できるだけ早い時期に第1回部会を開催する。世界水フォーラム開催時期である3月中旬（3/16～3/23）を避け、第1回部会を3/1（土）もしくは3/8（土）に集中的に開催する方向で、全委員に日程調整を行う。また、第2回部会は、第19回委員会（3/27）と同日開催を想定する。

### ③ 原案審議の進め方、今後の運営等について

- ・ 委員会、テーマ別部会で議論を進めた後、地域別部会で議論を行う。
- ・ 当面は「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に関する質疑応答により内容について理解を深めた後、追加・修正等に関する意見交換をテーマ別部会を中心に行う。
- ・ 委員の追加について提案があり、次回運営会議（2/20）にて検討されることになった。環境経済学（委員退任に伴う補充のため）と行政法（補強のため）を専門とする委員を補充する方向で候補者を検討する。
- ・ 委員長より委員長代理について各部会長の持ち回り制から固定制に変更することが提案され、了承された。委員長の指名により、寺田部会長が委員長代理となることが決定した。
- ・ 運営会議メンバーは、委員長および地域別部会、テーマ別部会の各部会長とする。部会長が出席できない場合には、部会長代理が出席する。

### ④ 当面の委員会について

(ウ) 第 18 回委員会 (2/24) の議事内容は、下記の通りとする。時間配分については委員からの質問内容等を勘案して今後検討する。

- ・「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿)」への委員からの質問に対する返答と質疑応答
- ・「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿)」についての意見交換 (構成および 3 章「基本的な考え方」を中心に)
- ・一般意見聴取・反映について (河川管理者への提案内容の検討、河川管理者が実施中の説明会等について、など)
- ・原案審議の進め方 (テーマ別部会の委員構成の確認、テーマ別部会の進め方など)

(エ) 第 19 回委員会 (3/27) は、テーマ別部会と同日開催を想定する。4 部会とも開催される場合には、3 月 27 日は午前・午後にテーマ別部会 (2 部会を同時開催) を開催した後に委員会の開催 (16:30~18:30 程度を想定) を予定する。

⑤ 新聞発表について

- ・掲載内容および掲載日 (2/21 頃を予定) について確認が行われた。

⑥ 一般意見対応について

- ・一般から寄せられたこれまでの意見に対する考え方を示した冊子「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論および考え方 (仮称)」については、最終提言作業部会メンバーが中心となって全委員からの意見も踏まえてとりまとめる。

⑦ その他

- ・河川管理者が開催される住民に対する説明会について、河川管理者から要望があれば、これまで流域委員会に意見をお寄せ頂いた方への案内を送付するなど、流域委員会が協力する。

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2003年2月20日（木） 10:00～12:00

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階 会議室6

参加者数：委員5名 河川管理者3名

## 1 検討内容および決定事項

### ① 提言への反対、補充意見について

提言に付記する反対、補充意見が確認された。体裁、誤字等を確認した上で製本する。

### ② テーマ別部会の委員構成について

前回の第19回運営会議（2/6）で検討した構成案に対する各委員からの変更希望を元に、委員構成（最終案）を決定した。第18回委員会（2/24）に諮り、正式に決定する。また、これに伴う規約改正案について確認された。

### ③ 原案審議の進め方

- ・下記のスケジュールを目標とし、審議を進める。

- ～4月 テーマ別部会での意見交換、とりまとめ、地域別部会での検討事項の提案

- 4/21委員会にて、テーマ別部会のとりまとめを受け、地域別部会へ指示

- ～6月 地域別部会での意見交換、とりまとめ

- 6/27委員会にて、地域別部会のとりまとめを受け、意見書とりまとめ開始

- 7月 意見書をとりまとめ、河川管理者に提示

- ・原案審議終了後に提出する意見書については、委員会にて合意された原案への意見の記述を基本とし、少数意見についても付記する。また、意見書作成時までに委員会から河川管理者に提示した意見の反映状況も添付する。

### ④ 委員の追加について

- ・前回の運営会議（2/6）にて提案された委員の追加に関して、環境経済学、行政法を専門とする追加委員候補の推薦があり、候補者4名（各専門について、第一次及び第二次候補）を決定した。候補者に内諾いただいた場合には、第19回委員会（3/27）に諮る。可能であれば、委員就任前に予定されているテーマ別部会にも、参加いただく。

### ⑤ 一般向けの活動について

- ・一般から寄せられた意見に対する考え方を示した冊子「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論および考え方」（案）について、修正担当者およびスケジュールが確認された。

- ・提言に関する新聞広告の掲載日（2/21）が確認された。

### ⑥ 次回運営会議

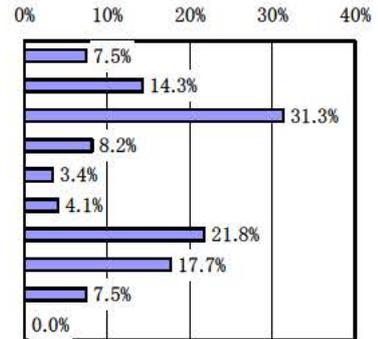
テーマ別部会の部会長が決まった段階で、日程調整を行う（3月上旬に開催予定）。

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

淀川水系流域委員会 提言説明会に関するアンケート 集計結果

Q1. 本日、この会に参加いただいたきっかけを以下から選んでください(複数回答可)

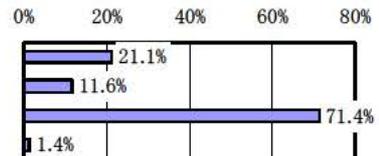
項目	件数	構成比
1 委員から案内された	11	7.5%
2 知人(委員以外)から案内された	21	14.3%
3 庶務から案内チラシが届いた	46	31.3%
4 庶務から電子メールでの案内が届いた	12	8.2%
5 流域委員会会場でチラシを見た	5	3.4%
6 市役所など公共施設でチラシを見た	6	4.1%
7 行政関係者から案内された	32	21.8%
8 インターネットホームページ	26	17.7%
9 その他	11	7.5%
n 無回答	0	0.0%
回答者数	147	100.0%



Q2. このような一般を対象とした会の運営についてお伺いします

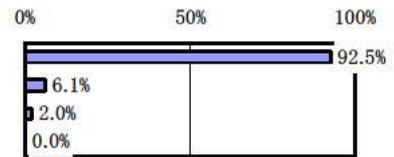
Q2-1. 実施する曜日と時間について(複数回答可)

項目	件数	構成比
1 平日の昼間がいい	31	21.1%
2 平日の夜がいい	17	11.6%
3 土・日・祝日がいい	105	71.4%
n 無回答	2	1.4%
回答者数	147	100.0%



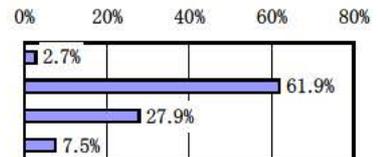
Q2-2. 実施場所について(複数回答可)

項目	件数	構成比
1 街中の交通の便がよい所がいい	136	92.5%
2 川の近くなど自然に触れあえる所がいい	9	6.1%
3 その他	3	2.0%
n 無回答	0	0.0%
回答者数	147	100.0%



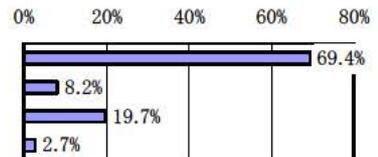
Q2-3. 一般参加者との意見交換の時間(70分程度を予定)について

項目	件数	構成比
1 長い	4	2.7%
2 適当である	91	61.9%
3 短い	41	27.9%
n 無回答	11	7.5%
回答者数	147	100.0%



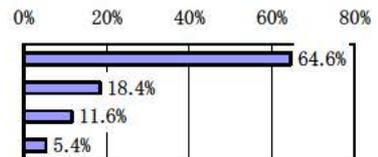
Q2-4. 質問の募集について

項目	件数	構成比
1 今回のように用紙に記入するのがよい	102	69.4%
2 記入するのではなく口頭で発言する方がよい	12	8.2%
3 どちらでもよい	29	19.7%
n 無回答	4	2.7%
回答者数	147	100.0%



Q2-5. 本日の提言説明会の運営方法について

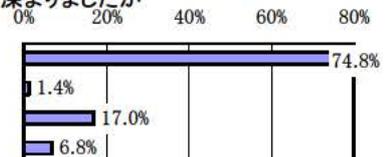
項目	件数	構成比
1 まあ満足している	95	64.6%
2 どちらとも言えない	27	18.4%
3 やや不満がある	17	11.6%
n 無回答	8	5.4%
回答者数	147	100.0%



Q3. 本日の提言説明会の内容についてお伺いします

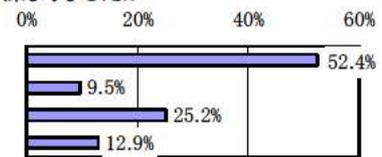
Q3-1. 本日の「I 挨拶および提言の内容説明」を聞いて、提言の内容について理解が深まりましたか

項目	件数	構成比
1 はい	110	74.8%
2 いいえ	2	1.4%
3 どちらとも言えない	25	17.0%
n 無回答	10	6.8%
回答者数	147	100.0%



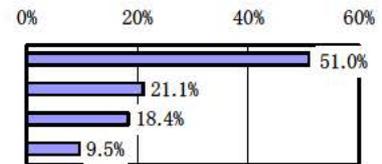
Q3-2. 本日の「Ⅱ流域住民と委員の意見交換」を聞いて、提言の内容について理解が深まりましたか

項目	件数	構成比
1 はい	77	52.4%
2 いいえ	14	9.5%
3 どちらとも言えない	37	25.2%
n 無回答	19	12.9%
回答者数	147	100.0%



Q3-4. 本日の提言説明会全体を通して、満足されましたか

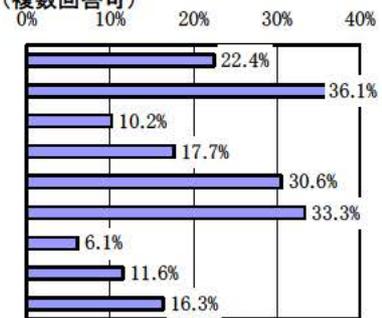
項目	件数	構成比
1 まあ満足している	75	51.0%
2 どちらとも言えない	31	21.1%
3 やや不満がある	27	18.4%
n 無回答	14	9.5%
回答者数	147	100.0%



Q4. 河川に対する考え方についてお伺いします

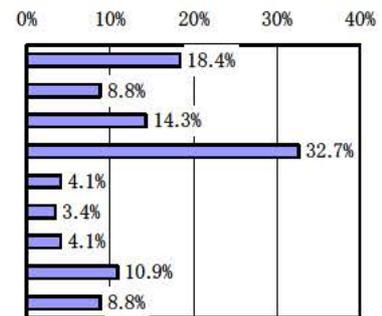
Q4-1. 今回の提言説明会に参加して、意識や考え方が変わった点が何かありましたか(複数回答可)

項目	件数	構成比
1 水質保全の大切さ	33	22.4%
2 自然環境保全の大切さ	53	36.1%
3 節水に対する意識	15	10.2%
4 水害への危機意識	26	17.7%
5 河川敷利用に対する問題意識	45	30.6%
6 川づくりへの参加意識	49	33.3%
7 その他	9	6.1%
8 特になし	17	11.6%
n 無回答	24	16.3%
回答者数	147	100.0%



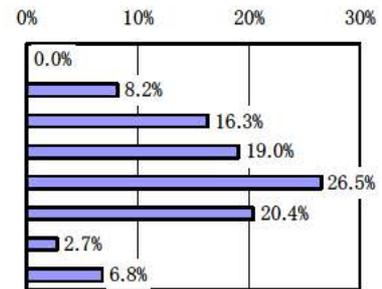
Q5. [職業](複数回答あり)

項目	件数	構成比
1 公務員(河川関係者)	27	18.4%
2 公務員(その他)	13	8.8%
3 NPO等関係者	21	14.3%
4 会社員・会社役員	48	32.7%
5 自営業	6	4.1%
6 学生	5	3.4%
7 主婦	6	4.1%
8 その他	16	10.9%
n 無回答	13	8.8%
回答者数	147	100.0%



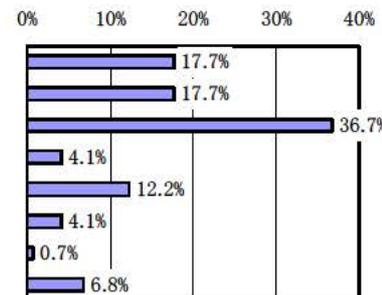
Q5. [年齢]

項目	件数	構成比
1 20歳以下	0	0.0%
2 21~30歳	12	8.2%
3 31~40歳	24	16.3%
4 41~50歳	28	19.0%
5 51~60歳	39	26.5%
6 61~70歳	30	20.4%
7 71歳以上	4	2.7%
n 無回答	10	6.8%
回答者数	147	100.0%



Q5. [お住まい]

項目	件数	構成比
1 京都府	26	17.7%
2 滋賀県	26	17.7%
3 大阪府	54	36.7%
4 奈良県	6	4.1%
5 兵庫県	18	12.2%
6 三重県	6	4.1%
7 その他	1	0.7%
n 無回答	10	6.8%
回答者数	147	100.0%



【アンケート集計結果・資料編】

Q1. 提言説明会に参加いただいたきっかけは？(複数回答可)
9 その他
朝日新聞紙上にて拝見したので
流域に関係する仕事をしておりその関係で
新聞
淀川ネイチャークラブ
家族から
新聞
行政関係者
河川管理者の末端職員なので、知っていて当然
委員会の各会合に継続的に参加している。～グループとして

Q2 - 2. 実施場所について
3 その他
いずれも可。個々に自然に触れ合う場所へは、バスの手配が必要。
多くの人を集める時には、街中の交通の便のよいところがいい。 「川自然を守る会」、「川を美しくする会」など委員が直接意見聴取されるのであれば、現場の河川近くがよい。
大阪市内でもと思う
その時の会に応じて実施していくと良いのではないかと。
遠くから来る人のため、大きな駅から近くとするべき
どこでも良い
どこでも良い

Q2 - 3. 意見交換の時間について
～1時間まで……2名
1時間ぐらい……2名
2時間ぐらい……21名
3時間ぐらい……1名
半日……4名
数日……1名
項目ごとに1時間ぐらい……1名
制限なし……2名

Q2 - 5 . 提言説明会の運営方法について

<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換の時間について、今日のように急に延長すべきでない。</li> <li>・最初に提言の説明があったこと、委員が沢山列席したことが大変良かった。</li> <li>・庶務任せにしないことにも感銘を受けた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換の時間について、少な目に時間を設定し、30分程度延長する方法をとらないと、エンドレスになってしま</li> <li>す</li> <li>・17日の結論を18日に説明するのは、全体日程の都合でやむを得なかったと思うが、できれば提言をインターネット上で公開し、1週間程度時間をおいてから開催してもらえれば、もう少しましな意見が言えたのに、悔やんでいる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換の時間については、多くのシンポジウムで感じるのですが、一人の人が時間を独占する。司会者は、司会の役割をきっちり果たすことが大切。今回の様に質問用紙方式がよいと思う。</li> <li>・質問の募集については、今回のように用紙に記入するのが、多くの人の意見を聞く場には最も良い方法だと思う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換の時間については、極めて異例に長いと思いましたが、良い試みかと思えます。発言する事は、日本人は勇気が要る。紙による質問はgood idea。</li> <li>・質問の募集については、アンケートもした方が良いのではないか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問ではなく、意見を受けるべきである</li> <li>・質問はハガキやメールのやりとりが良い</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問の募集について、本日のように内容を選んで行うのがよい。</li> <li>・出席委員の紹介をすべき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容については、初めての参加でこれまでの検討経過が認識でき良かった。但し、もう少し具体的な実行可能な提言を期待していた分、多少もの足りなさが残りました。</li> <li>・運営については、まずまずだと考えます。</li> </ul>
<p>パネルディスカッションで行ってほしい。 質問は事前にインターネットで募集してはどうか？ 後半、小さなワークショップを半日してはどうか ケーススタディあるいは具体的な事例を示さないとわからない。</p>
<p>意見の書く時間が短すぎる。質問の募集はもう少し時間的なものがほしい</p>
<p>意見や質問を練って出せるように、希望者に対してのみ資料の事前配布はできないか。Eメールの活用が可能であれば活用していけないか。資料は案の段階で十分と思われる。</p>
<p>運営方法は、各種説明会に比べれば、非常に進んでいるが、まだ出席者の意見を聞く時間が少ないと思う。特にNPOやNGOの意見をぜひ今後引き出して欲しい。</p>
<p>会場のエレベータが3基しかなく、帰りに集中する</p>
<p>言葉が難しくてわからないところがあった。説明に図や写真の例等がないとイメージがわからない。もっとレベルを下げた説明してほしい</p>
<p>このアンケートが一般向けに作られている。一般用と河川管理者(職員)、コンサルタント等に分けるべき。当然、質問内容も。</p>
<p>座長の質問の捌き方が丁寧でない。</p>
<p>事前にも質問を受け付けておいても良いと思う</p>
<p>質問にきちんと答えてほしい。自説の説明が長すぎる。</p>
<p>質問に直接答えてない部分があった</p>
<p>質問の募集について、事前に様式を教えてほしい。事前にワープロで作成したいため。</p>
<p>質問の募集について、今回のように用紙に記入し口頭補足もできるようにする。</p>
<p>質問の募集について、今回のように用紙に記入するのがよい。質問者もポイントを明確に把握して表現でき、受け取る側も焦点がずれないため。</p>
<p>質問への回答があいまいなまま司会が進行させるのが不満。司会の議事の進行は、質問内容の数や過去の委員会での意見等を踏まえた上で行っているのか？ 質問の取捨選択にも説明会を単なる説明に終わらせようとしている意図を感じて仕方ない。</p>
<p>質問や意見に対しての回答がない。</p>

Q2 - 5. 提言説明会の運営方法について

質問を分野別に整理して効率的な運営をされていたので良かったと思います。又、資料も当日頂くのでなかなか質問しにくい面があり後日FAX等で受付ける等してはいかがでしょうか。後日の説明会で発表しては？

資料の事前配布をしていただけると、疑問点をしぼれそうです

資料は事前に配布していただき、当日の質問に備える方が良い。質問に対する回答をより充実させるためにも、受け付けた質問には後日でも回答する方が良い

全ての意見に対する回答を説明会等を通じて一般に返すようお願いしたい。同じ様な意見をまとめてでも良いので。

説明会の前に新聞発表があった点は不満

説明時間と質問時間をほぼ同程度に設定しているのはとても良い。質問等間については、できるだけフレキシブルであることが望ましい。

直接的に感じた意見を大切にして、委員会の修正意見・提言にもっと出来る限り多く取り込んでやって下さい。

提言した後の住民聴取の意味は。提言は長い時間を使った割には理想論のみに終り、具体的な提言はこれからというのはいもう止めるべき。

提言説明会実施の告知を報道等でなく、スポットCMや地域広報等を活用すべきと考えます。

提言そのものの内容について、別途質問状を提出したい。

寺田さんの司会が委員と参加者の壁を感じさせない、温かい雰囲気を出してよかったですと思います

特にない。  
本日のように意見・質問をあらかじめ出してもらう方が問題点を整理でき会議の進行をムダなくスムーズに行う上でベストと思う。

発言申込みの紹介さえも(私の発言に関して)していただけませんでした。残念です。私どもの集会に来て下さるようお願いいたします。お忙しいことはわかっていますが。

フロア(聴取者)からの「意見」と「質問」とを分けないとゴチャゴチャになる。今後は御一考をお願いします。

平面会場ではなく、後ろの席は高くなっているような会場の方が良いと思います。

申し分ございません。ありがとうございました。

もう少し内容をしぼった方が良いのでは。

もう少し会場を広くゆったりしたものが望ましい

よかった

Q3 - 3. 本日の「挨拶および提言の内容説明」および「流域住民と委員の意見交換」を聞いて、もっとも印象に残ったことをお書きください。
新たな治水理念、ダムの考え方等
委員会による提言の実現がどこまでできるか。委員会の努力に期待します
委員自らが作成した文章を委員間で討議し、最大公約数的に取りまとめた手法に好感を持った。
意見に対する回答内容がうすい。意見回答以外の発言で時間を要しすぎている。
・河川管理者は水質に関しては、全く関係しないということ。 ・生態系には人間も含まれていること。
河川環境再自然化計画
河川整備のあり方の方向性が変わってきたこと。環境重視を最重要と考えていること。
かなり私たちの意見が反映されているという印象がある。ダムがすべて不要とは限らないということ。
・会場に来る人は何かに意識のある人。 ・日々平穩に暮らしている人の意見をどう汲み取るか
「官から民」住民との関係が改善しつつあることを痛感した
環境を中心に利水、治水、利水をくくっている所
・環境の回復。1960年代前半の環境を意識。実現には不可能と思われる設定ではないのか。 ・提言の重要度はどれ位いか。最終的に河川流域に住めない状況になるのでは…。
「環境保全と回復を重視した河川整備への転換」ということ。「環境優先」を本当にこのことを貫く必要がある。他の(開発等の)計画との関係も。
記述内容(説明)が抽象的であり、委員会の議論としてどの程度住民参加の方法としての具体的手法(世界的事例)調査・検討が不足していないか。
・「原則」についての認識にズレがある。(例外に揺さぶられている)「原則」をしっかりと認識して守ることで、本当に認めるべき例外が存在する。 「例外」、「やむを得ず」を横行させない厳しさが必要。
最後の寺田部会長のまとめの言葉
自然環境を重視した河川整備と地域住民と一体となった川づくりを実現するという方針
自然再生化
自然を大切にすること
質問に対して抽象的に、少しはぐらかしているかのような委員会の方の答え方。理想論に終始している印象をうけた。(ダム工事中なのにダムはいらぬと言っていたのにも拘らず、ダムなしではダメという。矛盾していてどっかよく分からない。)
質問の取捨選択に穩便に進めたいという意図が見え見え 質問者の質問に答えない自己主張しか委員が行わないのが不満
住民はお客様ではない ダムは原則として作らない
住民意見交換については、いつまでたっても平行線。理解を得るには、住民の会がもっと委員会傍聴に参加してほしい。
住民側に理解、配慮できている
住民合意は難しい
住民主体
住民と管理者の合意形成は「信頼と安心」が基本

Q3 - 3. 本日の「挨拶および提言の内容説明」および「流域住民と委員の意見交換」を聞いて、もっとも印象に残ったことをお書きください。
住民との関わりの方向性は、試行的にしてみるのが良いのでは。
住民の参画、意識改革をもっと議論して欲しかった。
信頼関係の中での合意ということ。大変よくまとめて(わかりやすく)くださったと思います。ありがとうございます。大変なご苦労だったと思います。
大局的な見地から意見を述べられた川那部先生の話がよかった。
脱ダムに弾みがつき、世界の仲間に入れてよかった
ダムに対する表現「原則として・・・建設しない」
ダムの原則建設中止
ダム問題について、もう少し具体的に聞きたかった。
「ダムの建設の際、情報公開と説明責任を果たさなければならない。」とあり、その中で自然環境に配慮して事業を進めなければならないと感じた
「ダムは原則として建設しない」という提言の方向性を打ち出したこと。
多様な意見をまとめることはむずかしいですね。
稚魚の放流なしの理想論、堤外 堤内施設への理想への委員の思いと、その提言を真摯に受け止めた参加者の困惑の思いが印象に残った
中間提言の内容と違わず、よりまとまった形で最終提言が行われて安心しています。
提言内容は、大変結構だが、実効性が疑問。責任感が薄く感じられた。(委員会とはそんなものかもしれないが)
提言のまとめにあたって、満場一致でなくても、信頼関係の中で最終的にまとめることができたということ。
提言は理想論と理解した。
都市部に住んでいる人らのことを無視していると思う。自然環境と、生活環境のバランスが無くて残念だった
どちらも抽象的な説明で、分かりやすいが的がしぼれなかった
どんな意見があるかよくわかったが、今の社会状況の中で妥協しなければいけないこと等をはっきりさせて歩み寄っていかなければ、みんなの意見を取り入れていたことになっていないような気がする
「人間生存のための生態系保存」という考え方は、理解できる。
ポイントがずれている委員がいた。コミュニケーションできないなあ。
勿論、見方の問題ですが、委員方々の考え方がそれぞれ異なりますので、どうか宜しく
理解を深め、学べました
理想と現実に差があると感じた
理想としてよくまとまっていますが、実現には大変な努力がいるのではないかと強く感じた。
流域住民の発言が明確に記されいない。流域住民の投票による決定も必要だと思うが。

Q3 - 5 . 提言説明会の説明内容、意見交換についての改善提案、ご意見、ご感想などをお書きください。
・委員会の役割・提言がどの段階のものかについて、最初の段階で説明が必要。 (質問・意見が特定エリア・特定条件の、現時点だけの目で見すぎのものが多い。)
委員会の母体は？経費はどこから？
委員会はダムをどうしようとしているのか？ 代替案は複数あるが、その処理をどうするのか？
委員自身ももっと地域(地元)に入って行って意見を聞く態度を示して欲しかった。
意見(テーマ)を集めて、円卓会議方式も考えてはどうか
意見交換の時間が少ない。半日で処理しようとすればやむを得ないのかもしれない。
意見交換の時間を増す。
意見交換の場をもっと多く取ってほしい
ウェブに掲示板を作ってくれ。議論が見えない部分をもっと見せてほしい。
各委員の熱意がくみとれました。 ご苦労様でした。今後ともよろしく願います。
河川管理者の「整備計画」づくりに流域委員会がどのように関わっていくのかももう少し具体的に示していただき かった。Q&Aを聞いて、さらに河川管理者が流域市民・自治体の意見を充分聞くよう指導願いたい。
河川ごとに小さな区域での意見交換では(例、木津川右岸、宇治川左岸の流域)
河川整備計画作成のモニタリングと委員会の継続をお願いします。また、委員会の進行形式を他の地域への発信 も同時に行ってください。
体言葉で説明内容をする事
具体的な提言がない 質問の主旨説明をさせることは不要
公務員であり農業も行っているが、農業用水の利用後の水質対策が重要であり、濁水処理について国家的総合 対策が必要
この提言が今後の行政にどう反映されるのを見てから評価したい。
この提言は整備にあたっての視点、考え方、方向性をまとめてもらったのに、質問・意見は自分達のかかわって いる特定の具体的な質問になるのが残念です。これは委員の方から重ねてはっきり位置づけを言ってほしい。
再質問はさけるべし。傍聴者の意見よりも質問に限った方がよい
司会進行も「第三者機関」にしてもらいたい。委員会の主張会ではない 過去の委員会での質問に全く答えていない。その場しのぎでありすぎる
事前に資料を配付および提示し、本会に臨む方が質問しやすい
自治体労働組合や研究者、住民団体が永年にわたって主張してきた内容とほぼ一致する内容が出され感動して いる。
質問と回答がズレている場合が多々見受けられた。ちゃんと回答していない。
質問内容に対して、きちんと意見が返されていないような気がする
質問に対して答えていない
住民の意見を述べる時間がいつも短い(少ない)。委員の説明の日と、住民の意見を述べる日を分けるべき。最も 興味があるのは住民の意見である。
新聞記事等と提言内容が大きく違っている。マスコミ報道も管理すべき(違いを明確にする)である

Q3 - 5 . 提言説明会の説明内容、意見交換についての改善提案、ご意見、ご感想などをお書きください。
説明の無かった方に対する対応をちゃんとしておいてもらいたい。理想を持てる提言であってほしいです。
是非とも成功させて下さい。
ダム建設中止について、個別のダムについて具体的な提案をして欲しい。
提言説明会を場所を変えて複数回開催するとよい。
提言内容の理解をより深めるために、短期間で2回あるいは3回、連続の形でこのような説明会を開いてほしい。
提言の基本理念がなし崩しにならないか。理念が具体案でいかに生かされるか
テーマごととかで意見交換する様なことも考えては。
内容によっては具体的に表現していただきたいものがあった。
早く具体的な策を決めないと、洪水、汚染は待ってくれない。抽象・理想論に終始しないで、具体的・実現可能な案を望む。
非常におもしろい会です。これからも続けて、よい提言ができることをお祈りいたします。
もっと少人数で時間をかけて、何日もしないと意見を言えない。
吉野川第十堰問題で10年、河川行政対応を体験してきて、ここまで進んできたのかと。内容、方法ともたいへん感動しました。あとは実現のためにどうするかにいるいろいろな分野の関心を継続させ、知恵を集める必要がありますね
質問に対して的確な回答を得られていないものも多くあった。書面で質問を受けているのであるから、後日HP、ニュースレター等で再度回答をお願いしたい。
Q4 - 1 . 今回の提言説明会に参加して、意識や考え方が変わった点が何かありましたか。(複数回答可)
7 その他
あたりまえだが、合意形成の大切さ
委員会が独善的であるとの認識が強まった
河川や自然にふれあう活動を行いたい
合意形成のあり方
従前から意識を持っていたので、今回で深まったものではない。
「節水に対する意識」にふれて頂きたかった
治水方針の変化
提言の基本的な考え方がわかり考えさせられた
堤防問題
法律
理念としてわかるが現実的ではない

Q4 - 2. 日常生活の中でこんな行動を起こしたいと思ったことがあれば、ご自由にお書きください。
意見の言える場には積極的に出て行きたい
一般家庭、企業・事業、農業全体が通常時でも使用量減少につとめることが大事であると思う。
鶴殿よし原の保全・回復についての協力
エコトーンの創造重視
大きな河川が取り上げられる傾向があるが、用水路、ため池の自然環境保全をどの様にしたらよいかを検討してみたいと思う
大阪淀川リトルリーグですが、毎週河川敷グランド周りを清掃。オオサカクリーンキャンペーンにも参加中
河川がきたなくなつて(空缶、ゴミ、水質の汚濁等)川に入る気にならない。川の形状もアプローチができなくなっている。
河川環境回復へ、住民がどこで何ができるのか、しなければならぬかといった情報がほしい。
河川敷のあり方を元のわん状態にもどし下流域の治水を考えていただきたい。(木津川右岸3.2k 生津池先)
河川敷ふれ合い広場の利用の仕方 河川水利用(あやめ池復元事業)の推進方法に悩んでいる
河川整備の必要性の提言こそが大切
河川の現状を子供たちとウォッチングする。家庭の主婦などと一緒に節水、浄化などを河川で実体験するなどが必要である。
川遊びや川原風景の楽しさ、良さ、川の怖さを子供達と一緒に遊び伝えるようにしている。(泳いだり生物(鳥)観測・たこ上げなど)。私の子供の時より、鴨川の水はきれいになっていると思う。
川にもっと行ってみる
川への散歩
管理者任せにしないで住民参加できる方法が判らない。単なるボランティアだけではないはず。もっと何か方法があるはず。
京都御苑の近くの地下水の番人を10年近くしています
行動ではないが、生活の中で家族の会話のひとつとして話し合っていかなければならないと思う。
湖沼、河川を歩いて問題意識を実体験として確認すること
ゴミ拾い、野鳥調査
自身はもちろん、廻りに対しても自己責任の意識を高めるための教育が必要であるとあらためて感じた。
住民としては、専門家(生物・河川管理)の意見を聞きながら現状を認識する必要がある。例えば、淀川大堰以下(下流)が海水であることは、ほとんどの大阪市民は知らないのでは。
小規模な会議をして頂き地元の意見を充分に取り上げて頂きたいと思います(木津川)
上流の山林が荒廃してきているが、都市の人々にも理解してもらう事が必要
節水する為に、日常の水の利用の仕方を注意して減らす努力をしいている
節水の為に開発された器具がある。この様なものを市などが各家庭に紹介し、雨水利用等の工夫についても、各家庭に届く様にしたい。
地域の中で川についての利用方法等、川の有り方を考えていきたい
近くの川を見る
治水におけるダムの建設、破堤について後退した提言だ

Q4 - 2. 日常生活の中でこんな行動を起こしたいと思ったことがあれば、ご自由にお書きください。
堤防(ハイブリッド)の完成により、河川環境に影響があれば断固として反対したい
都会での快適な生活(例えば蛇口をひねれば、水が豊富に出てくるということ)あたり前と考えず、上流域のギセイの上にそれらが成り立っているということを認識する。また認識させることができるような活動に参加していきたい。
どこが多様な意見を聞いているのかわからない。最後の司会の主張がとても白々しく聞こえた。態度で示すべき
とにかく幼いころから川辺に行く習慣をつける。初等教育のあり方をそのように変えるべき。
反省いっぱい
琵琶湖の水質の維持改善に、微生物・ヨシ等と自然生物の活用を促進する運動。レジャー規制への運動。雨水の活用。
不安点として、淀川本川等の改善は図られていくと思うが、支川等については現状から変化しないのでは?がある。(強くなっている)
不安となるばかりである
湖や沼・池の周辺は生物が育つ環境づくりがこれからは大事な仕事。ピオトープの活動に協力したい。
ムダなダムに税金を使うな。そして、自然環境を守れ。
もっと川で遊びたい。
理想的な文書が多い
川をもっと良く見たい
利水に関する提言(今まで行ってきた)。個人的には身近な人々にこのことの注意喚起